

31 国籍の取得に関する選択議定書

署名 一九六三年四月二四日(ウィーン)
効力発生 一九六七年三月一九日
日本国
当事国 三九

(注 呼称、日付に関する次の相違を除いて、実質はウィーン外交関係条約2とまったく同じ(二〇〇五年版九七頁参照)。)

「千九百六十三年三月四日から四月二十二日まで」領事関係に関するウィーン条約(前文第一段)

「領事機関の構成員」(前文第二段、第一条、第二条)

「条約第一条1(g)」領事官、事務技術職員及び役務職員(第一条)

「千九百六十三年十月三十一日まで」「千九百六十四年三月三十一日まで」(第二条)

「千九百六十三年四月二十四日」(末文)

